

「週休2日工事」Q & A

Q 1 夏季休暇、年末年始休暇とはどの日をいうのでしょうか。

- A 1 夏季休暇、年末年始休暇は次の日をいいます。
- ・夏季休暇：8月13日～8月15日の3日間
 - ・年末年始休暇：12月29日～1月3日の6日間

Q 2 どの期間において4週8休の休日確保する必要があるのでしょうか。

- A 2 工事期間（ ）において4週8休の現場閉所確保する必要があります。
なお、休日は、2日以上連続する日と定める必要はありません。
「工事期間」とは「工事の着手」から「工事完成日」までの期間をいいます。

Q 3 工期が不足する場合、工期延伸はできるのでしょうか。

- A 3 当初の工期は4週8休、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じる不測の日数については、従来どおり発注者へ工期延伸協議を行ってください。
【例】当初工期が標準工期で算出している場合で、以下のような条件など
- ・作業時間の制限を受ける工事
 - ・隣接工区との工程調整が必要な工事
 - ・他機関との調整により作業できない期間が生じた場合 など

Q 4 施工途中で週休2日の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできるのでしょうか？

- A 4 実施困難となる理由はさまざま考えられますが、実施困難な理由を整理したうえで監督員へ、取りやめる協議をしてください。
なお、どのような理由であっても、実施できなかった場合（4週6休未滿となった場合）は、労務費、機械経費（賃料）及び間接費の補正対象とはなりません。

Q 5 試行対象工事を受注し、「週休2日工事」を希望しなかった場合にペナルティーはあるのでしょうか？

A 5 試行対象工事は、「週休2日工事」の実施を必須としているものではなく、あくまで受発注者間で協議が調い、実施するものです。従って、「週休2日工事」を実施しなかった場合に、工事成績評定において減点等のペナルティーはありません。

Q 6 当日の急な降雨、降雪等により現場閉所とする場合、「休日」に変更できますか？

A 6 「休日」とは、現場での作業を一切行わない日（現場閉所）と定めています。作業する予定日に急な降雨、河川増水等により現場閉所とする場合は、現場作業しない旨を、事前に監督員にメールまたはファクシミリにより連絡していただき、「休日」扱いとします。

Q 7 土日と祝日が重なった場合、及び、振替休日は、「休日」として計上できるのでしょうか？

A 7 土日と祝日が重なった場合は、「休日」とは計上できません。また、日曜日と祝日が重なり、月曜日が振替休日となる場合において、月曜日を現場閉所日とした際には「休日」として計上できます。

Q 8 試行対象工事を受注し、週休2日を実施する工事としたが、4週6休以上を確保できなかった場合にペナルティーはあるのでしょうか？

A 8 4週6休以上（現場閉所率21.4%以上）が達成できなかった場合においても、工事成績評定において減点等のペナルティーはありません。

Q 9 4週8休を目標として計画工程表を提出しましたが、閉所状況が4週6休となってしまった場合は、どのようになるのでしょうか？

A 9 閉所状況4週6休の補正の取扱いとします。逆に、4週6休を目標として計画工程表が提出され、閉所状況が4週8休であった場合は、4週8休の補正の取扱いとします。

そのため、現場閉所率において、計画と実施が異なった場合は、速やかに監督員と協議をお願いします。

Q 10 試行実施要領第 6 の表の、現場閉所率の考え方を教えてください。

A 10 現場閉所日の総日数から、休日として計上できない祝日、夏季休暇、年末年始休暇における現場閉所日の日数を引いた日数を、工事の着手日から工事完成日までの日数で割った率が現場閉所率となります。なお、現場閉所率は、少数第 2 位以下切り捨てとします。

例として、別途閉所状況の考え方を記載しますので、参考として下さい。